

法務省民商第22号  
平成27年2月27日

法務局民事行政部長 殿  
地方法務局长 殿

法務省民事局商事課長  
(公印省略)

商業登記等事務取扱手続準則の一部改正に伴う経過措置等について（依命通知）

外国会社に係る登記記録又は商号、支配人、未成年者又は後見人（以下これらを「商人等」という。）に係る登記記録の会社法人等番号に関する商業・法人登記事務の取扱いに関しては、本日付け法務省民商第21号民事局長通達（以下「通達」という。）が発出されたところですが、通達の運用に当たっては、下記の点に留意するよう、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

#### 記

- 1 本年3月2日以降に新たに起こす外国会社に係る登記記録又は商人等に係る登記記録に係る会社法人等番号の付与の事務については、当該登記記録を起こすこととなる登記の申請が同日までにされたものであっても、通達による改正後の商業登記等事務取扱手続準則（以下「準則」という。）によることとする。
- 2 通達による改正後の準則の実施の際現に存する登記記録に係る会社法人等番号については、同一の外国会社に係る複数の登記記録又は同一の商人（会社を除き、商号使用者、未成年者及び被後見人を含む。）が記録された複数の登記記録がある場合には、これらの登記記録につき同一の会社法人等番号を付すこととする。